

岩手県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県公安委員会

委員長 高橋 真裕

岩手県公安委員会規則第4号

岩手県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則

(岩手県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第1条 岩手県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成8年岩手県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第1号(第4条、第24条関係) [略] 氏名 ㊟ [略]	様式第1号(第4条、第24条関係) [略] 氏名 [略]
様式第2号(第4条、第24条関係) [略] 氏名 ㊟ [略]	様式第2号(第4条、第24条関係) [略] 氏名 [略]
様式第3号(第5条関係) [略] 氏名 ㊟ [略]	様式第3号(第5条関係) [略] 氏名 [略]
様式第4号(第6条関係) [略] 氏名 ㊟ [略]	様式第4号(第6条関係) [略] 氏名 [略]
様式第5号(第7条関係) [略] 氏名 ㊟ [略]	様式第5号(第7条関係) [略] 氏名 [略]
様式第7号(第9条、第24条関係) [略] 氏名 ㊟ [略]	様式第7号(第9条、第24条関係) [略] 氏名 [略]

様式第9号（第10条関係）

[略]	氏名	㊟
[略]		

[略]

様式第11号（第11条、第24条関係）

[略]	氏名	㊟
[略]		

[略]

様式第15号（第19条関係）

[略]	氏名	㊟
[略]		

[略]

様式第9号（第10条関係）

[略]	氏名	
[略]		

[略]

様式第11号（第11条、第24条関係）

[略]	氏名	
[略]		

[略]

様式第15号（第19条関係）

[略]	氏名	
[略]		

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例施行規則（平成14年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>（表）</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>氏名</td> <td>㊟</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>氏名</td> <td>㊟</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第3号（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>氏名</td> <td>㊟</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]	氏名	㊟	[略]			[略]	氏名	㊟	[略]			[略]	氏名	㊟	[略]			<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>（表）</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第3号（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]	氏名		[略]			[略]	氏名		[略]			[略]	氏名		[略]		
[略]	氏名	㊟																																			
[略]																																					
[略]	氏名	㊟																																			
[略]																																					
[略]	氏名	㊟																																			
[略]																																					
[略]	氏名																																				
[略]																																					
[略]	氏名																																				
[略]																																					
[略]	氏名																																				
[略]																																					

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県暴力団排除条例施行規則の一部改正）

第3条 岩手県暴力団排除条例施行規則（平成23年岩手県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

様式第2号（第3条関係）

[略]	氏名	㊟
[略]		

[略]

様式第3号（第4条関係）

[略]	氏名	㊟
[略]		

[略]

様式第7号（第7条関係）

[略]	氏名	㊟
[略]		

[略]

様式第9号（第8条関係）

[略]	氏名	㊟
[略]		

[略]

様式第11号（第9条関係）

[略]	氏名	㊟
[略]		

[略]

様式第12号（第9条関係）

[略]	氏名	㊟
[略]		

[略]

様式第2号（第3条関係）

[略]	氏名	
[略]		

[略]

様式第3号（第4条関係）

[略]	氏名	
[略]		

[略]

様式第7号（第7条関係）

[略]	氏名	
[略]		

[略]

様式第9号（第8条関係）

[略]	氏名	
[略]		

[略]

様式第11号（第9条関係）

[略]	氏名	
[略]		

[略]

様式第12号（第9条関係）

[略]	氏名	
[略]		

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県公安委員会審査請求手続規則の一部改正）

第4条 岩手県公安委員会審査請求手続規則（平成28年岩手県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>様式第1号（第10条、第17条、第27条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>氏名</td> <td>㊟</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]	氏名	㊟	[略]			<p>様式第1号（第10条、第17条、第27条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]	氏名		[略]		
[略]	氏名	㊟											
[略]													
[略]	氏名												
[略]													
<p>様式第4号（第23条関係）</p>	<p>様式第4号（第23条関係）</p>												

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> [略] 氏名 [略] </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> [略] </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> [略] 氏名 [略] </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> [略] </div>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例施行規則、岩手県暴力団排除条例施行規則及び岩手県公安委員会審査請求手続規則（以下「岩手県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等」という。）に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する証明書等について適用し、同日前に提出した証明書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の岩手県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。